

# 佐賀県特別栽培農産物認証マークについて

## 1. 認証マークの作成・購入について

認証マークは、各自で任意の業者に注文して印刷することができますが、下記の会社では、常時取扱われています。

会社名	(株)サガプリンティング
担当者	山下
住所	佐賀市鍋島町大字森田909
電話番号	0952-34-5100
FAX番号	0952-34-5200
営業時間	8:30~17:30(土・日・祝日休み)
注文方法	担当者に電話連絡した後、「認証マーク作成依頼書」をFAXする
価格	大:200円/5枚(40円/枚)
	中:50円/20枚(2.5円/枚)
	小:100円/50枚(2.0円/枚)
発送料金	450円

## 2. 認証マーク貼付の際の留意事項

- (1) 認証マークは認証農産物以外の農産物に貼付してはならない。
- (2) 認証農産物の出荷にあたっては、出荷・販売状況、認証シール使用状況を記録すること。記録の提出を求められた場合は提出すること。

## 3. 出荷(販売)終了後の留意事項

- (1) 出荷・販売終了後30日以内に農林事務所あてに別紙様式第16号または第9号により実績報告を行うこと。
- (2) 認証者は、認証に係る文書及び記録簿等の関係書類を、認証通知のあった日から起算して3年間保管すること。

## 4. 認証マークの取り扱いについて

- (1) 認証マークはどれも色、デザインは同じで、化学合成農薬及び化学肥料の使用量の部分だけが違いますので、マークの種類を間違えないようにしてください。
- (2) 認証マークは別紙のとおり3種類となっていますのでそれ以外のサイズは作成しないでください。
- (3) 認証マークは、シール以外に、出荷容器等に直接印刷することもできますが、印刷等で利用される場合も、作成数が適切であるかを確認するため、作成数に係る証拠書類を整備してください。

### 認証マークをシール及び包装資材等へ印刷する場合の注意事項

1. 認証取消等で、その印刷した包装容器等が使用できない場合が生じたときに、その後の出荷・販売に支障がないように予備容器の準備等の対策を事前に講じておく。
2. 病害虫の発生等により、申請や認証の取消がある場合等のリスクを十分承知し、分割して作成するなどの対応を図る。
3. 認証マークのデザインや、認証区分等の改正・変更などがあり得ること等にも配慮する。
4. 結束テープへの印刷、ハンコ等による押印及びコピーやパソコンによる自己作成は、客観的な数量管理ができないので、原則として認めない。

(参考様式)

## 佐賀県特別栽培農産物認証マーク作成依頼書

平成 年 月 日

(印刷業者)

様

< 発注者 >

団体名	
氏名(代表者名)	
納品先住所	
電話番号	
FAX番号	
認証番号	

佐賀県特別栽培農産物認証マークについて、下記のとおり作成を依頼します。

< 作成依頼の枚数 >

( 単位:枚 )

認証区分		認証マークの規格		
		大	中	小
A	化学農薬:使用せず			
	化学肥料:使用せず			
B	化学農薬:使用せず			
	化学肥料:5割以上減			
C	化学農薬:5割以上減			
	化学肥料:使用せず			
D	化学農薬:5割以上減			
	化学肥料:5割以上減			
金額	小計	(円)	(円)	(円)
	合計	(円)		

支払方法	現金・振込
納品方法	配達・受取